

○ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり、所要の改正を行うこととした。

ア サテライト型軽費老人ホームに調理員等を置かないことができる場合として、当該施設に対する支援機能を有する介護医療院の調理員等により、当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められる場合を追加することとした。（第3条関係）

イ 入所者の身体的拘束等の適正化を図るために講じなければならない措置を追加することとした。（第14条関係）

(2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。